

徳島県営日野谷発電所など3発電所の
売電に係る仕様書

令和8年7月
徳島県企業局

目 次

1	適用	1
2	業務内容	1
	(1) 概要	
	(2) 対象発電所	
	(3) 対象発電所の追加	
3	売電期間	1
4	売電電力量	2
	(1) 売電予定電力量	
	(2) 売電実績電力量	
5	発電予想	2
6	発電の停止及び制限	2
7	設備の点検、修繕等に伴う発電停止	2
8	電気料金	3
	(1) 料金構成	
	(2) 算定方法	
	(3) 徳島県における容量市場（kW価値）収入の取扱い	
	(4) 発電側課金の取扱い	
	(5) 電気料金の支払い	
9	その他	4
	(1) 託送供給等の契約	
	(2) 契約終了時の引継事務	
	(3) 容量市場に係る徳島県の対応業務への協力	
	(4) 電力広域的運営推進機関への手続き	
	(5) 環境価値	
	(6) 発電側課金	
	(7) 発電バランシンググループの形成及びインバランスへの対応	
	(8) 受給運用に関する申合せ書	
	(9) 守秘義務	
	(10) 法令等の遵守	
	(11) 地域貢献等の実施	
	(12) 定めのない事項等の処理	
別紙 1	発電所別月別売電予定電力量	5
別紙 2	発電所別月別売電実績電力量	6
別紙 3	発電停止計画	8

徳島県営日野谷発電所など3発電所の売電に係る仕様書

1 適用

この仕様書は、徳島県営日野谷発電所など3発電所に係る電力受給契約（以下「本契約」という。）に適用する。

2 業務内容

（1）概要

徳島県と本契約を締結する事業者（以下「買受人」という。）は、徳島県が発電した電力を受給し、売電予定電力量に変動が生じた場合であっても、その全量（所内等で使用する電力量を除く。）を購入するものとする。

買受人は、企画提案した「環境価値の有効活用による地域貢献等」（以下「地域貢献等」という。）を行うものとする。

（2）対象発電所

本契約における対象発電所の概要は、表1のとおりである。

表1 対象発電所概要

発電所名	日野谷発電所	川口発電所	勝浦発電所
所在地	那賀郡那賀町日浦	那賀郡那賀町吉野	勝浦郡勝浦町棚野
運転開始	昭和30年11月	昭和35年10月	昭和52年 5月
発電形式	ダム水路式	ダム式	ダム水路式
最大出力	62, 000 kW	11, 700 kW	11, 300 kW
発電機台数	3台	2台	1台
電気方式	交流三相3線式 周波数60Hz 電圧66kV	交流三相3線式 周波数60Hz 電圧66kV	交流三相3線式 周波数60Hz 電圧66kV
運用形式等	ピーク発電	ダム利水放流に従属	ピーク発電

（3）対象発電所の追加

ア 本契約と別に実施する「徳島県営坂州発電所に係る電力受給契約」のプロポーザル審査において売電候補者が選定できなかった場合は、本契約に坂州発電所を追加する。

イ 対象発電所を追加する場合は、本契約の売電予定電力量に坂州発電所の売電予定電力量を加えるものとする。

3 売電期間

令和9年4月1日0時から令和11年3月31日24時までの2年間とする。

4 売電電力量

(1) 売電予定電力量

各年度の売電予定電力量を表2に、発電所別月別売電予定電力量を別紙1に示す。

ただし、天候による河川の流況変化、発電所の故障や修繕等による停止、河川管理上の都合等により、受給電力量は変動することから売電予定電力量を保証するものではない。また、売電電力量が予定電力量と比較して増減がある場合にも、買受人は、その全量を購入するものとする。

表2 売電予定電力量

令和9年度	令和10年度	基準売電予定電力量
317,200,000kWh	317,200,000kWh	317,200,000kWh

※ 基準売電予定電力量とは、2年分の売電予定電力量を2で除して得たものをいう。

(2) 売電実績電力量

参考のため直近10か年の発電所別月別売電実績電力量を別紙2に示す。

なお、直近3か年の1時間ごと発電所別売電実績電力量については、本公募の参加資格を有すると通知された者で、希望する者に提示する。

5 発電予想

徳島県は、原則として、対象発電所の毎日の発電見込みを買受人へ通知する。通知時刻及び通知方法等については、徳島県と買受人との協議により定めるものとするが、通知後の買受人の都合による発電見込みの変更は原則として認めない。

河川の流入状況により出力の増減の影響を受ける場合には、発電見込みと実績値で相違することがある。

6 発電の停止及び制限

徳島県は、発電予想の通知以降において、次の理由等により、発電を停止又は制限し、また、発電パターンを変更できるものとする。なお、徳島県は可能な範囲において、発電停止時間の縮小や速やかな通知に努める。

- (1) 当該発電所の施設、設備の故障
- (2) 災害等が発生又は発生するおそれがある場合
- (3) ダム及び利水者等からの要請
- (4) 取水設備に流入する河川の流量変動（ダム放流量の変動も含む）
- (5) 河川内事故の発生など警察機関、消防機関、水防機関、河川管理者等からの要請
- (6) 一般送配電事業者の要請等
- (7) 一般送配電事業者が管理する送電線又は配電線の故障
- (8) 電力広域的運営推進機関の指示等
- (9) その他保安上の必要がある場合

7 設備の点検、修繕等に伴う発電停止

徳島県は、設備の機能を維持するために、定期点検、修繕等により発電を停止するこ

とがある。その場合、原則として、徳島県は発電停止日時等を買受人へ事前に通知する。
ただし、設備の故障等により、緊急に点検、修繕等を要する場合には、発電停止時、速やかな通知に努めるものとする。なお、通知の方法等は協議により別に定める。
参考のため各年度の発電停止計画を別紙3に示す。

8 電気料金

買受人が徳島県に支払う毎月の電気料金は、原則として次のとおりとする。

(1) 料金構成

基本料金及び従量料金の2部料金制とする。

基本料金の割合は5割以上として、買受人からの提案により決定する。

(2) 算定方法

電気料金の算定方法は、次のとおりとする。

$$\begin{aligned}\text{電気料金} &= \text{基本料金} + \text{従量料金} + \text{消費税等相当額} (\times 1) \\ \text{基本料金} &= \text{基準売電予定電力量} \times \{ \text{買取単価} (\times 2) - \text{従量単価} (\times 3) \} \\ &\quad \div 12 \text{月} \\ &\quad (\text{端数については3月の基本料金に合算し、1円未満の端数金額は切り捨てる。}) \\ \text{従量料金} &= \text{当該月の受給電力量} \times \text{従量単価}\end{aligned}$$

※1 消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

※2 買取単価については、買受人からの提案により決定する。

※3 従量単価 = 買取単価 $\times$ (100 - 基本料金割合(%)) $\div$ 100
従量単価については、〇円〇〇銭となるよう端数は四捨五入する。

(3) 徳島県における容量市場(kW価値)収入の取扱い

徳島県と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により徳島県が得られる収入については、この電気料金による収入との精算を行わないことから、買取単価は、容量市場におけるkW価値を除くものとする。

なお、容量市場の契約内容については、本公募の参加資格を有すると通知された者で、希望する者に提示する。

(4) 発電側課金の取扱い

徳島県が発電側課金として一般送配電事業者に負担する額については、企画提案書に示す買取単価に含めた提案として取り扱うものとする。

(5) 電気料金の支払い

徳島県は、毎月、当該月の電気料金を、納入期限を記載した納入通知書により買受人に通知し、買受人は納入期限までに徳島県へ支払うものとする。なお、買受人は自己の責めに帰すべき理由により、納入期限までに料金を納付しない場合は、その延滞日数につき所定の遅延利息を加算して徳島県へ支払うものとする。

9 その他

(1) 託送供給等の契約

買受人は、託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約に係る売電が遅滞なく行えるよう、速やかに買受人の負担で必要な契約を締結し、契約時の写しを提出するものとする。

(2) 契約終了時の引継事務

買受人は、本契約終了時において、次に徳島県と契約を締結する者に対し、名義の変更、託送供給等約款における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

(3) 容量市場に係る徳島県の対応業務への協力

容量市場へ参加している発電所について、買受人は、電力広域的運営推進機関から徳島県へ課されるリクワイアメント及びアセスメントについて理解し、誠実に運用及び業務への協力を行うものとする。

(4) 電力広域的運営推進機関への手続き

発電計画、作業停止計画など電力広域的運営推進機関への提出等の手続きについては、買受人が行うものとする。

(5) 環境価値

本契約には、非化石価値等の環境に係る付加価値（以下「環境価値」という。）を含むものとする。なお、環境価値に関する法令等に改正があった場合は、その取扱いについて協議するものとする。

(6) 発電側課金

実際の発電側課金の負担分が、契約内容から大きく乖離した場合には、国が示すガイドライン等に基づき、別途協議するものとする。

(7) 発電バランシンググループの形成及びインバランスへの対応

買受人が発電バランシンググループの形成及びインバランスに関する対応（インバランス調整、インバランス料金の負担など）を行うものとする。

(8) 受給運用に関する申合せ書

徳島県及び買受人は、電力の受給に関する運用を円滑に行うための必要事項を定めた申合せ書を双方協議のうえ作成し、締結するものとする。

(9) 守秘義務

徳島県及び買受人は、相手方の了解を得た場合を除き、本契約の締結にあたって知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。

このことは、本契約終了後においても同様とする。

(10) 法令等の遵守

本契約の履行にあたっては、関連する諸法令や技術要件等を遵守するものとする。

(11) 地域貢献等の実施

買受人は、地域貢献等を実施するにあたり、その実施計画を徳島県に提出するとともに、その実施状況について徳島県に報告するものとする。

(12) 定めのない事項等の処理

この仕様書に定めのない事項、又は、この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、徳島県と買受人との協議により定めるものとする。

別紙 1 発電所別月別売電予定電力量

○令和9年度

(単位:1,000kWh)

発電所名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日野谷	21,400	23,500	25,600	29,500	26,100	28,500	24,600	14,300	11,000	8,300	8,400	16,800	238,000
川 口	4,100	4,500	5,000	5,500	4,900	5,400	4,700	2,600	1,900	1,500	1,500	3,200	44,800
勝 浦	3,000	3,900	3,500	4,300	3,900	4,500	3,500	2,000	1,400	1,000	1,100	2,300	34,400
計	28,500	31,900	34,100	39,300	34,900	38,400	32,800	18,900	14,300	10,800	11,000	22,300	317,200

○令和10年度

(単位:1,000kWh)

発電所名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日野谷	21,400	23,500	25,600	29,500	26,100	28,500	24,600	14,300	11,000	8,300	8,400	16,800	238,000
川 口	4,100	4,500	5,000	5,500	4,900	5,400	4,700	2,600	1,900	1,500	1,500	3,200	44,800
勝 浦	3,000	3,900	3,500	4,300	3,900	4,500	3,500	2,000	1,400	1,000	1,100	2,300	34,400
計	28,500	31,900	34,100	39,300	34,900	38,400	32,800	18,900	14,300	10,800	11,000	22,300	317,200

別紙 2 発電所別月別売電実績電力量

○令和7年度

(単位: kWh)

発電所名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日野谷	14,838,947	30,145,615	30,108,616	27,399,930	21,771,631	27,038,128	18,770,280	14,130,011	6,450,176	5,170,460	2,819,125	6,366,962	205,009,881
川口	2,795,849	3,879,793	5,502,223	5,027,678	4,050,268	5,015,049	3,848,109	2,816,712	1,132,387	197,807	0	1,138,953	35,404,828
勝浦	1,998,838	3,855,475	2,858,629	3,963,613	2,300,527	4,249,451	2,415,582	1,600,089	481,705	496,842	409,667	660,896	25,291,314
計	19,633,634	37,880,883	38,469,468	36,391,221	28,122,426	36,302,628	25,033,971	18,546,812	8,064,268	5,865,109	3,228,792	8,166,811	265,706,023

○令和6年度

(単位: kWh)

発電所名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日野谷	29,480,670	30,641,414	37,678,443	33,085,218	18,069,950	36,573,438	23,808,094	25,419,643	10,218,556	1,352,512	4,956,456	10,054,507	261,338,901
川口	5,598,326	5,736,266	6,670,930	5,906,648	3,070,436	6,653,254	4,648,446	2,215,746	399,185	1,013,544	623,361	1,401,998	43,938,140
勝浦	4,499,281	5,705,439	5,426,867	4,538,939	2,543,925	4,589,189	3,069,015	3,171,308	1,050,651	763,676	683,579	773,863	36,815,732
計	39,578,277	42,083,119	49,776,240	43,530,805	23,684,311	47,815,881	31,525,555	30,806,697	11,668,392	3,129,732	6,263,396	12,230,368	342,092,773

○令和5年度

(単位: kWh)

発電所名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日野谷	25,075,923	33,948,196	30,120,701	20,018,755	38,926,291	24,355,300	10,181,419	14,671,125	6,627,285	5,067,404	5,910,888	22,365,092	237,268,379
川口	4,538,090	6,319,912	5,535,335	3,802,492	6,298,765	4,574,473	1,855,097	3,368,169	1,265,713	890,615	1,091,137	4,229,704	43,769,502
勝浦	2,952,017	6,380,487	4,779,964	2,720,644	6,137,444	5,025,619	1,146,861	2,944,656	636,917	130,482	202,645	2,568,723	35,626,459
計	32,566,030	46,648,595	40,436,000	26,541,891	51,362,500	33,955,392	13,183,377	20,983,950	8,529,915	6,088,501	7,204,670	29,163,519	316,664,340

○令和4年度

(単位: kWh)

発電所名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日野谷	13,338,258	22,800,588	18,269,253	30,234,726	19,563,085	36,199,890	20,423,968	8,887,536	8,402,551	1,868,022	4,489,954	11,318,957	195,796,788
川口	2,516,447	3,522,629	3,735,037	5,502,462	3,849,685	6,519,540	3,797,990	771,454	1,649,107	919,518	684,130	2,098,224	35,566,223
勝浦	1,794,865	4,017,639	2,095,796	3,441,395	3,442,273	6,230,517	2,812,590	808,422	683,175	619,733	364,187	486,548	26,797,140
計	17,649,570	30,340,856	24,100,086	39,178,583	26,855,043	48,949,947	27,034,548	10,467,412	10,734,833	3,407,273	5,538,271	13,903,729	258,160,151

○令和3年度

(単位: kWh)

発電所名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日野谷	18,186,216	32,017,177	26,435,601	29,982,818	36,455,905	33,533,960	13,292,610	12,898,746	11,581,595	5,476,969	4,746,607	5,928,798	230,507,002
川口	3,861,267	5,906,075	5,250,814	5,810,969	6,084,157	6,169,615	2,560,551	2,104,734	2,178,360	946,403	780,832	1,135,197	42,788,974
勝浦	3,142,100	5,012,199	3,395,451	5,001,209	5,524,488	4,830,732	1,443,801	1,443,517	1,314,228	742,688	685,004	759,810	33,295,227
計	25,189,583	42,935,451	35,081,866	40,764,996	48,064,550	44,534,307	17,296,962	16,446,997	15,074,183	7,166,060	6,212,443	7,823,805	306,591,203

○令和2年度 (単位: kWh)

発電所名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日野谷	25,392,460	15,381,593	24,419,017	40,879,409	18,881,307	39,289,655	31,951,414	12,804,561	5,937,597	6,323,160	8,646,089	27,816,674	257,722,936
川口	4,789,278	2,910,689	4,655,714	6,956,859	3,422,850	6,892,199	6,040,125	2,533,866	1,026,224	1,095,690	1,527,544	5,501,723	47,352,761
勝浦	3,824,300	2,836,473	2,942,898	6,371,854	2,278,878	5,751,799	5,989,854	1,313,365	690,275	100,658	591,838	4,082,329	36,774,521
計	34,006,038	21,128,755	32,017,629	54,208,122	24,583,035	51,933,653	43,981,393	16,651,792	7,654,096	7,519,508	10,765,471	37,400,726	341,850,218

○令和元年度 (単位: kWh)

発電所名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日野谷	12,790,869	17,426,558	29,404,138	40,161,944	38,208,220	35,307,518	31,310,196	12,558,907	6,346,397	1,540,976	963,300	16,607,229	242,626,252
川口	2,523,846	3,526,434	5,462,410	7,103,737	6,414,516	6,227,670	6,095,846	862,397	0	52,214	2,703,281	3,155,414	44,127,765
勝浦	1,874,630	3,304,334	4,130,086	7,032,978	5,850,237	5,121,845	6,408,975	2,226,318	1,279,607	1,137,839	1,517,294	1,714,242	41,598,385
計	17,189,345	24,257,326	38,996,634	54,298,659	50,472,973	46,657,033	43,815,017	15,647,622	7,626,004	2,731,029	5,183,875	21,476,885	328,352,402

○平成30年度 (単位: kWh)

発電所名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日野谷	21,459,192	27,816,302	28,737,932	33,556,823	25,593,255	24,169,365	29,791,714	8,278,824	8,255,854	6,406,690	5,259,179	12,498,618	231,823,748
川口	3,936,268	5,159,165	5,365,401	5,323,717	5,037,986	6,555,907	5,365,562	1,527,711	1,632,122	1,093,836	889,628	2,466,677	44,353,980
勝浦	2,850,032	4,846,096	3,435,455	5,193,995	4,473,323	6,339,754	4,387,568	1,181,307	808,093	769,410	707,743	1,532,508	36,525,284
計	28,245,492	37,821,563	37,538,788	44,074,535	35,104,564	37,065,026	39,544,844	10,987,842	10,696,069	8,269,936	6,856,550	16,497,803	312,703,012

○平成29年度 (単位: kWh)

発電所名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日野谷	20,608,039	17,278,972	16,384,223	32,338,175	28,447,334	19,840,691	33,626,680	16,479,356	7,097,602	7,698,997	6,117,479	32,725,430	238,642,978
川口	3,862,766	3,063,794	3,450,054	5,797,626	5,052,155	3,834,090	6,028,928	3,208,376	1,243,172	1,423,217	1,215,988	5,966,138	44,146,304
勝浦	2,344,578	2,418,521	1,909,358	5,017,931	4,231,895	2,932,528	4,722,563	2,810,203	993,678	843,943	847,671	5,473,900	34,546,769
計	26,815,383	22,761,287	21,743,635	43,153,732	37,731,384	26,607,309	44,378,171	22,497,935	9,334,452	9,966,157	8,181,138	44,165,468	317,336,051

○平成28年度 (単位: kWh)

発電所名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日野谷	31,405,822	35,394,716	37,031,661	26,587,779	15,193,993	40,394,692	33,307,242	10,787,124	17,226,221	11,252,791	6,171,958	8,683,165	273,437,164
川口	4,795,898	6,439,735	6,697,291	4,990,131	2,920,797	6,985,680	6,024,130	2,119,270	3,397,575	2,131,461	1,118,888	1,501,294	49,122,150
勝浦	4,989,850	6,047,728	5,612,232	4,523,786	2,186,160	6,092,894	3,891,265	1,174,289	1,871,337	1,483,507	736,311	928,024	39,537,383
計	41,191,570	47,882,179	49,341,184	36,101,696	20,300,950	53,473,266	43,222,637	14,080,683	22,495,133	14,867,759	8,027,157	11,112,483	362,096,697

別紙 3 発電停止計画

○ 3 日以上連続停止を記載

○ 作業については現時点での予定であり、停止日数等を確定するものではない

令和 9 年度

発電所名	作業概要	停止予定時期	停止日数
日野谷発電所	2号水圧鉄管伸縮継手補修	第3・4四半期	59
日野谷発電所	2号水車発電機外部点検ほか	第3四半期	3
日野谷発電所	1号主配電盤電源装置取替	第4四半期	9
日野谷発電所	2号主配電盤電源装置取替	第4四半期	9
日野谷発電所	3号主配電盤電源装置取替	第4四半期	11
日野谷発電所	1号GIS内部点検	第4四半期	3
日野谷発電所	2号GIS内部点検	第4四半期	3
日野谷発電所	3号GIS内部点検	第4四半期	5
川口発電所	送電線遮断器取替ほか（1号、2号ともに停止）	第4四半期	45
川口発電所	1号水車発電機外部点検ほか	第4四半期	3
勝浦発電所	棚野ダム護岸復旧	第3・4四半期	147

令和 10 年度

発電所名	作業概要	停止予定時期	停止日数
日野谷発電所	3号水車発電機外部点検ほか	第3四半期	3